

答申素案「活動を支援すべき社会教育関係団体の定義及び当該団体に行う支援のあり方」

1 府中市でのこれまでの考え方

府中市では、これまで社会教育関係団体（以下、登録団体）がどういう団体であるべきかという定義は特別に定めず、「府中市社会教育関係団体の届出に関する要綱」及び「府中市社会教育関係団体登録基準」で支援を行う団体の要件を定めている。ここでは、社会教育の意味を広く捉えており、純粋な社会教育目的で活動している団体から、趣味・自主学習活動を目的とする団体まで種別は多く、その登録数は1, 500団体を超えるまでになった。

2 現状と問題点

(1) 現状

①登録団体数の増加

広く登録・支援を行ってきたことにより、登録団体数が増加し、一定程度の社会教育活動支援の成果が得られたといえるだろう。しかし、団体数が増加することにより、一部の施設で予約が飽和状態となり団体の定期的かつ継続的な活動が困難になっていることが問題となっている。

②登録基準の課題

多くの登録団体は社会教育関係団体として自主的な運営をしているが、中には、支援制度を利用する目的の架空登録も見受けられる。一方、純粋な社会教育活動を行っている場合でも、登録に必要な人数要件を満たさないがために支援対象とならない場合があるなど、本来支援すべき団体への支援が行き届いていないという現状もある。

③文化センターや生涯学習センターの利用についての運用

文化センターや生涯学習センターでは不特定多数の市民を招く企画を実施することや、団体の会費以外の収入を得ての活動が認められていない。そのため、登録団体が学習成果の地域への還元、つまり「学び返し」を実践しようとしても、出来ない状況になっている。

④府中市の方針

平成26年5月に示された「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」において、市全体として受益者負担を求める方向であることも、本答申を検討するにあたって重要な要素となる。

(2) 要因

これらの課題の要因は、社会教育法が求める要件に比べて厳しい内容となっている登録基準と、支援内容にあると考える。支援内容の中でも特に、登録団体となれば施設予約の開始時期が一般団体より早く始まること、施設使用料の無料枠が得られることが登録団体数増加の大きな要因と言えるだろう。

3 社会教育関係団体の公平な支援のために

（1）登録基準の見直し

①学び返しを促進する基準へ

これまでは社会教育の意味を広く捉えて登録・支援を行ってきた。そのため、単なる趣味の集まりとなっていたり、内輪の活動に終始する団体が増加傾向にあるように見受けられる。これを改善するため、登録基準に「学び返しの実践」や「活動内容に則した地域への還元」を設け、登録団体に社会教育活動を意識してもらえるような登録基準とすべきと考える。また、支援目的で二重登録したり、故意に団体を分割するケースも見られるため、不正があった場合には当該団体の登録を1年間抹消するなど、罰則規定も基準に設けるべきであろう。

②人数要件の緩和

一方、人数要件の面では、最低人数を10名とし、そのうち3分の2以上が市内在住または在勤であることとしているが、これは、他市に比較して厳しい要件になっている。他市では5名以上かつ過半数が市内在住・在勤という構成で団体登録を認めている自治体が多く、府中市においても人数要件及び市内要件を緩和し、少人数で活動する団体にも支援が行き届くようにすべきである。

（2）施設の利用方法の緩和

現在、多くの公共施設では、不特定多数の参加を見込んだ企画での施設利用が認められていないため、学習成果を地域に還元できる場所がごくわずかに限られてしまう。文化センターや生涯学習センターは、登録団体にとって身近な活動場所であるため、「学び返し」を実践できる場として利用を促進するよう、施設の利用方法を見直す必要があるだろう。

また、社会教育法では公民館が営利事業を援助することを禁じているが、登録団体が行う体験会などの事業に必要な実費を、参加者から徴収することは認めて良いものと思われる。ただし、営利性の有無を判断する基準を別途定める必要がある。

（３） 支援内容の見直し（公平な活動機会の確保を図るために）

単に登録基準や施設の利用方法を緩和すると登録団体数は増えるのみで、架空登録や施設予約の飽和状態は解消されない。公平な団体活動の機会を確保するために、支援内容の見直しも必要だろう。

①予約開始時期の統一

まず、予約開始時期について、登録団体も一般団体も同時期とすべきである。予約の開始時期に異なる取扱いをしているために、早くから予約が取れる社会教育関係団体に登録が集中していると考えられる。他市においては市民の多様な活動を支援するため、同時期としている自治体が多いので、府中市においても見直すべきと考える。

②施設使用料の無料枠の廃止

これまでは施設使用料の無料枠を団体に付与することで支援を行ってきたが、この点についても見直すべき時期にあるのではないだろうか。現在の公民館利用団体の約8割は社会教育関係団体を含めた無料利用団体である。福祉団体には一定の配慮が必要であり、社会教育関係団体の中でも活動の目的や内容によっては経済的に支援することも必要だろう。しかし、現状では登録すれば施設使用料が無料になるという理由で登録している団体にも同じ支援を提供している状態であり、支援制度そのものが上手く機能していないように見受けられる。また、平成26年5月に「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」が示されていることも鑑み、社会教育関係団体に付与する施設使用料の無料枠はなくすことが相当だろう。

ただし、社会教育・生涯学習の推進には、誰もが、いつでも学習に取り組める場を用意することが重要であるため、使用料の負担によって社会教育活動が抑制されることの無いよう、使用料の算定には十分配慮し、登録団体には減免措置を講じるなどの対応についても検討されたい。

参考

法律上の定義

社会教育法第十条では、『「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。』とされている。つまり、どのような団体であれ次の3点すべてに該当すれば、法的には社会教育関係団体と考えられる。

- 1 公（国や地方公共団体）の支配に属さないこと
- 2 団体であること（法人格の有無不問）
- 3 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの

また、同法第十一条では『前略 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。』と定められている。